

【人材育成の目的】

法律学専攻は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。

【修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)】

所定の期間在学して所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものと判断し、博士課程後期の課程を修了したことを認めます。

- (1) 自立した研究者として活動するために十分な専門知識を修得していること。
- (2) 専門分野において重要でありしかも未解決である研究課題を発見し、その課題に取り組む研究を通じて、共通通知としての学問の水準を高からしめる能力を有していること。
- (3) 学会発表および学術誌に論文を発表することを通じて学問の発展に寄与する能力を有していること。

【教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラムポリシー)】

ディプロマ・ポリシーに示した能力を具体的に身につけることができるようにカリキュラムを編成・実施します。

指導教授を定め、その指導の下で博士論文を作成します。そのための基礎となる科目を基礎法学、公法学、私法学、刑事法学、政治学の領域に配置し、所定の単位を修得するものとします。

- (1) 学生それぞれの専攻分野に関して、学生が後期課程にふさわしい高度な専門知識を修得し、そのうえで、それぞれの学問分野の最先端において重要でありしかも未解決な研究課題を発見することができるように、上記各分野について特殊研究科目を配置・提供します。
- (2) 発見した重要かつ未解決な研究課題について、学生が博士論文を作成する能力を獲得できるようにするために、指導教員による徹底した個人指導を行う科目として、後期課程における研究指導科目を配置・提供します。
- (3) 博士論文作成の過程で得た知見や博士論文の内容を、学生が研究発表等の形で適切に発信する能力を獲得できるように、研究指導科目での発表練習機会を確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員や他の院生からも助言が得られる体制を調えます。

【カリキュラムマップ】(◎:特に対応している、○対応している)

授業科目	DP1	DP2	DP3	研究指導	DP1	DP2	DP3
法哲学特殊研究Ⅰ	◎	○		法哲学研究指導A		◎	◎
法哲学特殊研究Ⅱ	◎	○		法哲学研究指導B		◎	◎
法制史特殊研究Ⅰ	◎	○		憲法研究指導ⅠA		◎	◎
法制史特殊研究Ⅱ	◎	○		憲法研究指導ⅠB		◎	◎
憲法特殊研究Ⅰ	◎	○		憲法研究指導ⅡA		◎	◎
憲法特殊研究Ⅱ	◎	○		憲法研究指導ⅡB		◎	◎
憲法特殊研究Ⅲ	◎	○		憲法研究指導ⅢA		◎	◎
憲法特殊研究Ⅳ	◎	○		憲法研究指導ⅢB		◎	◎
憲法特殊研究Ⅴ	◎	○		行政法研究指導ⅠA		◎	◎
憲法特殊研究Ⅵ	◎	○		行政法研究指導ⅠB		◎	◎
行政法特殊研究Ⅰ	◎	○		行政法研究指導ⅡA		◎	◎
行政法特殊研究Ⅱ	◎	○		行政法研究指導ⅡB		◎	◎
行政法特殊研究Ⅲ	◎	○		行政学研究指導A		◎	◎
行政法特殊研究Ⅳ	◎	○		行政学研究指導B		◎	◎
税法特殊研究Ⅰ	◎	○		民法研究指導ⅠA		◎	◎
税法特殊研究Ⅱ	◎	○		民法研究指導ⅠB		◎	◎
行政学特殊研究Ⅰ	◎	○		民法研究指導ⅡA		◎	◎
行政学特殊研究Ⅱ	◎	○		民法研究指導ⅡB		◎	◎
民法特殊研究Ⅰ	◎	○		民法研究指導ⅢA		◎	◎
民法特殊研究Ⅱ	◎	○		民法研究指導ⅢB		◎	◎
民法特殊研究Ⅲ	◎	○		民法研究指導ⅣA		◎	◎
民法特殊研究Ⅳ	◎	○		民法研究指導ⅣB		◎	◎
民法特殊研究Ⅴ	◎	○		民法研究指導ⅤA		◎	◎

民法特殊研究Ⅵ	◎	○	民法研究指導ⅤB	◎	◎
民法特殊研究Ⅶ	◎	○	商法研究指導ⅠA	◎	◎
民法特殊研究Ⅷ	◎	○	商法研究指導ⅠB	◎	◎
民法特殊研究Ⅸ	◎	○	商法研究指導ⅡA	◎	◎
民法特殊研究Ⅹ	◎	○	商法研究指導ⅡB	◎	◎
商法特殊研究Ⅰ	◎	○	商法研究指導ⅢA	◎	◎
商法特殊研究Ⅱ	◎	○	商法研究指導ⅢB	◎	◎
商法特殊研究Ⅲ	◎	○	労働法研究指導A	◎	◎
商法特殊研究Ⅳ	◎	○	労働法研究指導B	◎	◎
商法特殊研究Ⅴ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅠA	◎	◎
商法特殊研究Ⅵ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅠB	◎	◎
労働法特殊研究Ⅰ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅡA	◎	◎
労働法特殊研究Ⅱ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅡB	◎	◎
経済法特殊研究	◎	○	刑法研究指導ⅠA	◎	◎
知的財産法特殊研究	◎	○	刑法研究指導ⅠB	◎	◎
民事訴訟法特殊研究Ⅰ	◎	○	刑法研究指導ⅡA	◎	◎
民事訴訟法特殊研究Ⅱ	◎	○	刑法研究指導ⅡB	◎	◎
民事訴訟法特殊研究Ⅲ	◎	○	刑事訴訟法研究指導A	◎	◎
民事訴訟法特殊研究Ⅳ	◎	○	刑事訴訟法研究指導B	◎	◎
刑法特殊研究Ⅰ	◎	○	国際法研究指導ⅠA	◎	◎
刑法特殊研究Ⅱ	◎	○	国際法研究指導ⅠB	◎	◎
刑法特殊研究Ⅲ	◎	○	国際法研究指導ⅡA	◎	◎
刑法特殊研究Ⅳ	◎	○	国際法研究指導ⅡB	◎	◎
刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	◎	○	国際私法研究指導A	◎	◎
刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	◎	○	国際私法研究指導B	◎	◎
国際法特殊研究Ⅰ	◎	○	国際関係論研究指導A	◎	◎
国際法特殊研究Ⅱ	◎	○	国際関係論研究指導B	◎	◎
国際法特殊研究Ⅲ	◎	○	比較法研究指導A	◎	◎
国際法特殊研究Ⅳ	◎	○	比較法研究指導B	◎	◎
国際私法特殊研究Ⅰ	◎	○	ロシア法研究指導A	◎	◎
国際私法特殊研究Ⅱ	◎	○	ロシア法研究指導B	◎	◎
国際関係論特殊研究Ⅰ	◎	○	ラテンアメリカ法研究指導A	◎	◎
国際関係論特殊研究Ⅱ	◎	○	ラテンアメリカ法研究指導B	◎	◎
比較法特殊研究	◎	○	国際政治史研究指導A	◎	◎
外国法特殊研究Ⅰ	◎	○	国際政治史研究指導B	◎	◎
外国法特殊研究Ⅱ	◎	○			
外国法特殊研究Ⅲ	◎	○			
国際政治史特殊研究Ⅰ	◎	○			
国際政治史特殊研究Ⅱ	◎	○			
比較政治学特殊研究	◎	○			